



11月 今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：11月8日(火) 13時30分～
 内容：和紙のラングシェードづくり
 材料費：300円
 和紙を使った癒し照明を作ります。
 作業はとっても簡単！
 皆さん！一緒に作ってみませんか？

ゆとり教室

日時：11月14日(月) 11時00分～
 場所：上米積 老人憩いの家
 法話：阪本 仁さん
 「一緒に生命の大切さを考えましょう」

手話教室

日時：11月16日(水) 19時30分～
 持ち物：筆記用具
 「手話で簡単な日常会話、
 子どもから大人まで
 楽しく学びましょう」



ペン習字(いきいき)教室

日時：11月21日(月) 13時30分～
 内容：「絵手紙」「実用的な書」など
 準備：筆ペン
 ～いつでも、どこでも、
 誰でも、楽しめること～



みんなの楽級

日時：11月27日(日) 10時00分～
 内容：「ガーデニング教室」
 季節の花で彩った寄せ植えを作ります。
 参加費：700円程度
 申込み締切：11月18日(金)
 皆さんのご参加をお待ちしております。



事業は、感染症対策を充分行っ
 たうえで開催いたします。

倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。
 年会費 1,000円 ※入会特典があります。
 申し込み方法：会費を添えて右記へお申し込みください。
 (随時受付しています。)

申し込み先：
 ○さわやか人権文化センター ☎28-2017
 ○倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内)
 ☎22-8130/fax23-9100
 ○倉吉市人権文化センター ☎22-4768
 ○やまびこ人権文化センター ☎28-4265
 ○はばたき人権文化センター ☎22-0232
 ○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありますら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課
 さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
 電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2022年11月1日発行 No.337
 [発行所] さわやか人権文化センター
 [所在地] 〒682-0602
 倉吉市上米積 1074-1
 [電話兼ファックス] 0858-28-2017
 [メールアドレス] sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

第25回さわやか人権フェスティバル

日時：12月9日(金)～12月13日(火) 会場：さわやか人権文化センター 他

テーマ：みんなでつくろう 人権の和
 ～今 立ち返ろう先人達の思いに 水平社100年 倉吉の学習50年～

《人権学習活動発表》 12月9日(金)
 午後7時～

会場：高城ふれあいセンター
 (倉吉市上福田 高城小学校東隣り)

児童・生徒たちの「人権学習」の取り組みで行われた
 人権学習活動を発表します。



(昨年度の様子)

《作品展示》 12月10日(土)～13日(火)
 午前10時～午後5時
 (12日、13日は午後7時まで)

会場：さわやか人権文化センター

手芸品、寄せ植え等教室作品及び個人の作品、
 保育園・児童センター・小学校児童・中学校生徒の
 共同作品、食生活改善啓発など展示します。



(昨年度の様子)

《啓発ビデオ上映》12月10日(土)～13日(火)

会場：さわやか人権文化センター

人権啓発ビデオならびに12月9日の小学生・中学生の人権学習
 活動発表の様子を上映します。



(昨年度の様子)

新型コロナ感染防止対策を行って開催します。

さまざまな人権問題について考えてみましょう。

人権はそれがなくては人間が人間らしく生きることができないものです。
すべての人が人権を学ぶ機会を持つこと それ自体も人権の一部といえるでしょう。

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの
2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

皆さんは、「デート DV」という言葉を聞いたことはありますか。男女間における暴力は夫婦間だけで起きている問題ではありません。実は、恋人同士の間でも女性に対する暴力が起きている。

デート DV も、殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなくありません。女性も男性も、誰もがデート DV の被害者になる可能性がありますし、加害者になる可能性もあります。

携帯電話の着信履歴やメールをチェックする  一方的に相手のプライバシーに入り込み、相手の人間関係を制限するのは暴力です。	「ばか」などと、傷つく呼び方を する  相手を傷つける言葉は暴力です。	自分の予定を優先させないと無視 したり、不機嫌になったりする  相手の気持ちや都合を考えず、自分と一緒にいることを相手に強要するのは暴力です。
無理やり性的な行為をする  恋人同士でも、相手が嫌がっているのに無理やりセックスをすることは暴力です。	いつもおごらせる  交際相手の気持ちを考えず、いつもお金を払わせることも暴力になります。	思いどおりにならないと、どな ったり責めたり脅したりする  相手を精神的に追い詰めて自分に従わせようとするのは脅迫という暴力の一種です。

例えば、交際相手との間で上記のような経験はありませんか。このような経験があるときは、気づかないうちにデート DV を受けていたり、相手の気持ちを傷つけていたりする可能性があります。お互いを尊重しながら、常に対等でより良い関係を築くために、二人の関係を見直してみましょう。

SNSとは・・・ご存知ですか？

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

うちの子は本当に大丈夫！？

SNS などのコミュニティサイトについても利用方法を誤ると、自分が気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまうなど、様々なトラブルが生じる危険があります。



《書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ》

SNS などで人の悪口を書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが横行し、被害に遭った子どもが自殺するなどの事件も発生しています。

《SNS などに載せた個人情報の流出》

SNS などに安易に個人情報を記載したために、情報が拡散し写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。

《SNS を通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害》

最近は、出会い系サイトではなく、SNS やゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しを受けて、子どもが性的被害を受けるケースが増えています。

《無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用》

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額な料金を請求されてしまうトラブルが、子どもの間で多く発生しています。

《多くの人に迷惑をかける、いたずらによる犯行予告》

日本の社会に衝撃を与えた、平成 20 年 6 月の秋葉原無差別殺傷事件の後、子どもによる犯行予告が急増しました。たとえ子どものいたずらでも、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることになり、罪に問われることもあります。



子どもたちの安全のために

- ポイント 1. 子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは目的を明確にする。
- ポイント 2. 有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの活用を検討する。
- ポイント 3. スマホの利用について、親子で話し合って「わが家のルール」をつくる。
- ポイント 4. スマホをきっかけにした犯罪被害が増えていることを認識する。
- ポイント 5. 子どもが利用しているコミュニティサイトについて把握する。

高城・北谷地区では、同和教育町内学習会が開催されています。同和教育町内学習会で身近な地域課題や人権問題を話し合って、人権を尊重する心豊かな地域をつくっていきましょう。みなさんの積極的なご参加をお願いします。